

協議第 10 号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等については、以下の方針により調整するものとする。

- 1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。
- 2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないように、原則として統一する。

同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。

平成 15 年 12 月 4 日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 5 使用料・手数料等の取扱い
調整の内容	<p>使用料・手数料等については、以下の方針により調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないように、原則として統一する。 <p>同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。</p>

【提案理由】

住民が直接負担する使用料・手数料等については、その金額や種類について、負担の公平性の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一し、住民の一体性の確保を図る必要がある。また、同時に、受益者負担の原則に則り、サービスの提供に対し、適正かつ応分の負担となるよう配慮する必要がある。

【先進事例】

市町村名	合併の期日	使用料・手数料等の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年1月21日	<p>2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。 (2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 (3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 (4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 (5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 (2) 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 (3) 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	<p>使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。</p>

【法令・取扱通知等】

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）抜粋

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（第 1 ～ 3 項、5 ～ 6 項は省略）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（第 2 ～ 3 項は省略）

【現況】

現況	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	備考
関係例規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金賦課徴収条例 ・ 稲沢市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 ・ 稲沢市手数料徴収条例 ・ 稲沢市手数料徴収条例施行要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父江町使用料徴収条例 ・ 祖父江町手数料徴収条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和町道路、公共用物の管理に関する条例 ・ 平和町手数料徴収条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲沢中島広域事務組合手数料徴収条例 	平成 15 年 3 月 31 日現在
主な使用料・手数料等	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

別紙

1 使用料

合併協定項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合
児童福祉事業		中央児童館使用料		
その他の福祉事業			平和らくらくプラザ使用料	
環境対策事業				斎場使用料
				祖父江霊園永代使用料
商工・観光関係事業	産業会館使用料			
建設関係事業	公園使用料			
	市営住宅使用料	町営住宅使用料		
	道路占用料	道路占用料	道路、公共用物占用料	
上下水道事業	下水道使用料	下水道使用料	下水道使用料	
	農業集落排水施設使用料	農業集落排水施設使用料	農業集落排水施設使用料	
社会教育事業	陸上競技場使用料			
	福島球場使用料			
	美術館使用料			
	美術館観覧料			
	体育施設使用料			
	総合体育館使用料	総合体育館使用料	総合体育館使用料	
	市民球場使用料			
	市民会館使用料			
	公民館使用料			
	勤労福祉会館使用料			
	勤労青少年ホーム体育施設使用料			
	勤労青少年ホーム使用料			
	学校開放使用料	ナイター使用料	学校開放使用料	
	テニスコート使用料	テニスコート使用料	社会体育施設使用料	
		テニスコート照明使用料		
		温水プール使用料		
		農村環境改善センター使用料		
その他事業	行政財産の目的外使用料	使用料	道路、公共用物占用料	
	総合文化センター使用料			

2 手数料

区分	稲沢市	(単位)	祖父江町	(単位)	平和町	(単位)
戸籍の全部、個人、一部事項証明	450円	1通	450円	1通		
除籍の全部、個人、一部事項証明	750円	1通	750円	1通		
戸籍の謄本、抄本	450円	1通	450円	1通	450円	1通
除籍の謄本、抄本	750円	1通	750円	1通	750円	1通
戸籍記載事項証明	350円	1通	350円	1件	350円	1件
除籍記載事項証明	450円	1通	450円	1件	450円	1件
戸籍届書記載事項証明	350円	1通	350円	1通	350円	1通
戸籍受理証明	350円	1通	350円	1通	350円	1通
戸籍受理証明(上質紙)	1,400円	1通	1,400円	1通	1,400円	1通
戸籍届書の閲覧	350円	1件	350円	1件	350円	1件
住民票の写し	300円	1通	200円	1通	200円	1枚
除住民票の写し	500円	1通				
住民票記載事項証明	200円	1通				
除住民票記載事項証明	300円	1通				
住民票の閲覧	200円	1世帯	200円	1人		
住民基本台帳のリスト閲覧	200円	1枚			200円	1人
戸籍の附票の写し	300円	1通				
除籍の附票の写し	500円	1通				
戸籍の除附票の写し	500円	1通				
住民基本台帳カード	500円	1枚				
印鑑登録証明	200円	1通	200円	1枚	200円	1件
印鑑登録証	200円	1枚			200円	1件
印鑑登録手帳再交付			200円	1枚		
外国人登録原票の写し	300円	1通				
外国人登録原票記載事項証明	300円	1通				
外国人閉鎖登録原票記載事項証明	500円	1通				
身分証明	200円	1通	200円	1件	200円	1件
臨時運行許可	750円	1両				
精神障害者ホームヘルパーの派遣	580円以内	1時間				
自立老人ホームヘルパーの派遣	580円以内	1時間				
精神障害者短期入所	1,510円以内	1日				
自立老人デイサービス	520円以内	1日				
生きがい活動支援通所					500円以内	1件
軽度生活援助等					420円以内	1時間
在宅老人短期保護					5,200円以内	1日
在宅重度障害者短期保護					6,150円以内	1日
入浴サービス	1,250円以内	1回				
重度視覚障害者ガイドヘルパーの派遣	80円以内	1時間				
家庭訪問員派遣			153円以内	1時間		
ふっ化物の歯面局所塗布			340円	1がく		
本籍住所居所に関する証明			200円	1枚		
埋火葬に関する証明			200円	1枚		
犬登録	3,000円	1頭	3,000円	1頭	3,000円	1頭
狂犬病予防注射済票交付	550円	1枚	550円	1頭	550円	1頭
犬登録鑑札の再交付	1,600円	1枚	1,600円		1,600円	1頭
狂犬病予防注射済票再交付	340円	1枚	340円		340円	1頭
鳥獣飼養登録票交付	4,600円	1件	4,600円	1件	4,600円	1件
鳥獣飼養登録票更新	4,600円	1件	4,600円	1件	4,600円	1件
鳥獣飼養登録票再交付	4,600円	1件	4,600円	1件	4,600円	1件
地縁団体認可証明	200円	1通				
認可地縁団体印鑑登録証明	200円	1通	200円	1枚		
市町税に関する証明	200円	1枚	200円	1枚		
課税証明					200円	1枚
納税証明					200円	1枚
所得証明					200円	1枚
原動機付自転車等標識再交付					200円	1両
市町税に関する台帳又は地積図の閲覧	200円	1件				
市町税に関する台帳又は地積図の写し	200円	1枚				
納税管理人に関する証明			200円	1枚		
営業に関する証明	200円	1枚	200円	1枚	200円	1枚
法人及び組合に関する証明			200円	1枚		
土地、建物その他物件に関する証明	200円	1枚	200円	1枚		
評価証明					200円	1枚
資産証明					200円	1枚
一般公共用自転車駐車場認定	5,500円	1件				
住宅用家屋証明	1,300円	1件	1,300円	1件	1,300円	1件
公簿公文書及び図面閲覧			200円	1件	200円	1件()
その他の諸証明又は文書で事実を認証するもの	200円	1枚	200円	1枚	200円	1件

土地建物は5筆又は5棟、図面は1枚につき1件

区分		単位	福沢市	祖父江町	平和町		
屋外広告物	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき	900円	900円	900円
		ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき	1,300円	1,300円	1,300円
		ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき	1,200円	1,200円	1,200円
	電柱又は街灯柱を利用する広告	許可期間が1年以内のもの	1個	200円	200円	200円	
		許可期間が1年を超えるもの	1個	300円	300円	300円	
	立看板	1枚	100円	100円	100円		
	張り紙	100枚	400円	400円	400円		
	張り紙	1枚	40円	40円	40円		
	広告幕又は広告網	1枚	400円	400円	400円		
	アドバルーン	1個	700円	700円	700円		
その他の広告物	許可期間が1年以内のもの	1個	100円	100円	100円		
	許可期間が1年を超えるもの	1個	160円	160円	160円		
優良宅造成認定		1件	92,000円	86,000円	86,000円		
優良住宅新築認定	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件	6,300円	6,200円	6,200円		
	床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	9,200円	8,600円	8,600円		
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル未満のもの	1件		13,000円			
	床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	14,000円		13,000円		
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	37,000円		35,000円		
優良住宅新築認定	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件	46,000円		43,000円		
	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件		6,200円			
	床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件		8,600円			
建築物の確認申請手数料	建築する場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	5,000円			
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	9,000円			
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	14,000円			
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	19,000円			
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	34,000円			
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	48,000円			
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件	140,000円			
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	240,000円			
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	460,000円				
	確認を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合	1件			計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)をもつて、建築する場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額		
移転する場合	1件			移転に係る部分の床面積の2分の1をもつて、建築する場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額			
確認を受けた建築物の計画の変更をして移転する場合	1件			計画の変更に係る部分の床面積の2分の1をもつて、建築する場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額			
建築物の完了検査申請手数料	中間検査をしていないもの	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	10,000円			
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	12,000円			
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	16,000円			
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	22,000円			
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	36,000円			
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	50,000円			
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件	120,000円			
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	190,000円			
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	380,000円				
	中間検査をしたもの	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	9,000円			
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	11,000円			
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	15,000円			
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	21,000円			
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	35,000円			
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	47,000円			
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1件	110,000円				
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	180,000円					
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	370,000円					
移転した場合	1件			移転に係る部分の床面積の2分の1をもつて建築した場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額			
建築物の中間検査申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	9,000円				
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	11,000円				
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	15,000円				
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	20,000円				
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	33,000円				
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	45,000円				
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件	100,000円				
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	160,000円				
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	330,000円				
工作物の確認申請手数料	工作物を築造する場合	1件	8,000円				
	確認を受けた工作物の計画の変更をして築造する場合	1件	4,000円				
工作物の完了検査申請手数料		1件	9,000円				
仮設建築物許可申請手数料		1件	120,000円				
総合的デザインによる一団地の建築物の特例認定申請手数料		1件			建築物の数が2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		
既存建築物を前提とした総合的デザインによる建築物の特例認定申請手数料		1件			建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		
同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料		1件			建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		
複数建築物の認定の取消し申請手数料		1件	6,400円		現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額		
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	27,000円				
路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	27,000円				
自動車修理工場等の敷地の自動車の出入口に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	27,000円				